

<ご案内>

この申し込みによるクレジットカード（以下、「カード」といいます）払いとは、カード会社の規定により、カード会社がお客さまのガス料金を盛岡ガスへ立替え払いして、カード会社からお客さまへご請求する支払い方法です。

●カード会社からのご案内

- 1 この申し込みによる毎月のガス料金のカード払いは、1回払いとなります。
- 2 この申し込みによるカード払いは、ガス料金専用のため、盛岡ガスからの物品購入費や工事費・修理費等のお支払いができません。
- 3 カード払いのご利用限度額を超えるガス料金の場合、カード払いの対象とならないことがあります。
- 4 カード会社の締日と盛岡ガスの締日、または事務処理上の関係で、カード会社から2か月分のガス料金のご請求となる月、またはご請求がない月が、場合によりあります。

●盛岡ガスからのご案内

- 1 この申し込みに当たり、ガス使用場所において、お客さま不在でも指針確認できる場所（屋外または共用通路に面した場所）にガスメーターが設置されている必要があります。
- 2 カード払い適用開始月の前月までのガス料金が、早収期限内（定例検針日の翌日から20日間以内）にお支払い済みである必要があります。
- 3 この申し込みによるお支払い方法の変更手続きは、1～2か月を要します。それまでは、振込用紙でお支払いください。
- 4 カード会社の規定により、カード以外の支払いとなる場合、振込用紙をお届けしますので、払い込みでお支払いください。
- 5 カード払い予定となる月のガス料金ご利用明細は、検針時にお渡しする「ガス使用量のお知らせ（検針票）」でお知らせします。
- 6 盛岡ガスからの請求書および領収書の発行はございません。カード会社からのご利用明細書でご確認ください。
- 7 この申し込み以降、カード会社またはカード番号、名義等、変更するとき、または支払い方法の変更をするときは、当社へご連絡ください。
- 8 ご利用されるカードの番号、期限等、変更した場合は、改めて申し込みが必要となる場合があります。
- 9 お申し込みくださった個人情報は、盛岡ガスにおける「お客さま情報の取り扱い」の範囲内で利用します。

以上